

産業競争力強化法に基づく外部経営資源活用促進投資事業計画
の個別投資の確認申請に係る要領

2024年9月
経済産業省

1. 認定申請に必要な書類

＜確認申請書＞

株式等の取得及び保有が認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われることの経済産業大臣の確認申請書【別添参照】

2. 提出先

以下のメールアドレス宛に、前記1の確認申請書をご提出ください。

【認定申請先及び問い合わせ先】

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省 イノベーション・環境局 イノベーション創出新事業推進課

電話：03-3501-1628

メール：bzl-lps_tokurei@meti.go.jp

様式第九の十一（第 14 条の 7 関係）

株式等の取得及び保有が認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われる
ことの経済産業大臣の確認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

（認定外部経営資源活用促進投資事業者）

住	所
名	称
氏	名

産業競争力強化法第 17 条の 2 第 1 項の規定に基づき、株式等の取得及び保有について、認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われることの確認を受けたいので、別紙の書類を添えて申請します。

記

外部経営資源活用促進投資事業計画における個別の投資に関する情報（別紙のとおり）

（備考）

1. 認定外部経営資源活用促進投資事業者が、投資事業有限責任組合の無限責任組合員になろうとする個人である場合にあっては、名称は不要とする。
2. 認定外部経営資源活用促進投資事業者が、投資事業有限責任組合の無限責任組合員になろうとする法人である場合にあっては、氏名には代表者の氏名を記載する。
3. 認定外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合である場合（認定を受けた者が組合契約によって投資事業有限責任組合を成立させた場合にあっては、当該投資事業有限責任組合）にあっては、氏名には無限責任組合員の氏名を記載する。なお、無限責任組合員が法人である場合は、法人の名称と代表者の氏名を記載する。
4. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別紙（第14条の7関係）

外部経営資源活用促進投資事業計画における個別の投資に関する情報

※同時に複数の個別投資の確認を受ける場合にはそれぞれ別紙の内容を作成してください。

1. 個別投資の概要

- (1) 株式等の取得及び保有の対象となる外国法人の名称
- (2) 株式等の取得及び保有の概要（※確定前の場合は、可能な範囲で記載）
- ① 株式の種類 [普通 / ☐ 種優先] 株式
- ② 発行可能株式総数、発行済株式総数及び投資前後の出資割合
- (ア) 発行可能株式総数
普通株式 ☐ 株、☐ 種類優先株式 ☐ 株
- (イ) 発行済株式総数
普通株式 ☐ 株、☐ 種類優先株式 ☐ 株
- (ウ) 投資前後の出資割合
投資前 ☐ % 投資後 ☐ %
- ③ 取得株式数 ☐ 株（発行株式総数 ☐ 株）
- ④ 発行価額 [普通 / ☐ 種優先] 株式1株あたり ☐ 円
- ⑤ 払込金額の総額 ☐ 円
- ⑥ 払込期日 年 月 日
- (3) 株式等の取得、保有の目的及び予定保有期間
- (4) 活用を予定する外国法人の経営資源
※国内事業者とのオープンイノベーションの取組についても記載
- (5) 投資先事業者へ提供を予定する経営又は技術の指導の内容

2. 外部経営資源活用促進投資事業計画への該当性

当該個別の投資は、以下の全ての要件を満たしております。

☐ 個別の投資の対象となる外国法人と我が国の事業者において、高い生産性の実現又は国

内外における新たな需要の開拓が行われること等、新たな付加価値を創出することにつながり、ひいては我が国産業の競争力強化に寄与することが見込まれるものであること。

□認定外部経営資源活用促進投資事業者の投資担当者が、投資先の事業者に対して経営又は技術の指導を行うこと。

□当該個別の投資は、純投資目的に該当するもの（事業者の競争力の強化を図るための投資ではなく、専ら次のいずれかを目的とするような投資をいう。）ではありません。

①株式等の短期的な売買による利益を受けること

②専らデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいう。）を行っている投資先の事業者から、デリバティブ取引による利益を得ること

③投資先の事業者不動産を賃貸し、その投資先の事業者が更にその不動産を賃貸している場合であって、その投資先の事業者から賃貸料を受けること

④投資先の事業者動産をリースし、その投資先の事業者が更にその動産をリースしている場合であって、その投資先の事業者からリース料を受けること

（記載要領）

1. □がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✓を記すこと。
2. 当該別紙については、投資先事業者ごとに作成すること。

※こちらのページは確認申請書をご提出いただいた後、こちらで確認書を作成するページとなります。そのため、ご提出いただく際には本注意文を削除いただき、1枚白紙を最後につける形でご提出いただくよう御願いたします。